

【アメリカ】南シナ海問題に関する常設仲裁裁判所判決 と議会公聴会

海外立法情報課 西住 祐亮

* 2016年7月12日の常設仲裁裁判所の判決を受け、連邦議会では南シナ海の領有権問題と同判決に関する公聴会が開催され、外部から2人の専門家が証言者として招致された。両証言者による議論の要点や日本への言及部分を紹介する。

1 概要

2016年7月12日、オランダのハーグにある常設仲裁裁判所が南シナ海における中国の主張を無効とする判決を下した（フィリピンの申立てによる国際裁判）。これを受けて、上院外交委員会の東アジア太平洋小委員会は翌13日に「南シナ海における米国の政策上の選択肢（U.S. Policy Options in the South China Sea）」と題する公聴会を開催した（注1）。この公聴会には議会外から2人の専門家が招致され、元米太平洋軍司令官のデニス・ブレア（Dennis Blair）氏と元国務次官補で新米国家安全保障センター（Center for a New American Security）会長のカート・キャンベル（Curt Campbell）氏が各々証言を行った。

2 ブレア氏の証言

ブレア氏は証言において、①南シナ海への米国の関与の歴史、②米国の伝統的な利益と目的、③近年の米国の利益と目的、④南シナ海における米国の将来的な展望、⑤南シナ海での中国の主張と活動、⑥南シナ海をめぐる中国の外交、⑦南シナ海に関する米国の政策及び活動の効果、⑧米国の政策及び活動に関する改善の可能性、⑨7月12日の常設仲裁裁判所判決の効果、という9つの項目について述べている。

①では、「米国の歴史の大半において、米軍は東アジアの他の領域と同じように南シナ海でも活発かつ自由に作戦を展開してきた」と論じた上で、その例として第二次世界大戦時に米海軍が南シナ海を含む太平洋全域で作戦を展開して日本軍を打倒したことや、同じく米海軍が1950年代の台湾海峡危機と朝鮮戦争の際に南シナ海・東シナ海・黄海・日本海の全域で活動したことなどを挙げている。

②では、「100年以上にわたり、東南アジア地域における米国の歴史的な基本目的は、地域各国が独力で発展しかつ米国と良好な政治的・経済的関係を維持できるように、不安定化をもたらす国家やイデオロギーの影響を緩和することであり続けてきた」と述べた上で、その対象となる国家がドイツ、日本、ソ連、中国と変遷してきたことを論じている。

③では、紛争の平和的解決を促すあらゆる枠組みを米国が支持することを強調し、「主権や海洋に関する紛争を解決する手段として軍事的な攻勢や威圧が用いられることに米国は反対する」と言明している。また米国が日本や韓国といった同盟国が関わる紛争で軍事的なコミットメントを辞さなかった点を確認する一方、南シナ海の領有権問題で米国が特

定の立場を支持する目的で、軍事的コミットメントを実行する手段として同盟関係やパートナー国との協力関係を発動することはなかったと述べている。

⑦では、米国が各国との二国間関係を強化するために中国の「強圧的で攻撃的な行動」を逆手にとって利用してきたという評価を下し、具体的な成功例として日本が米国とともに南シナ海の係争国の航空部隊・海上警備部隊に支援を提供する取組などを紹介している。

⑨では、7月12日の判決は中国にとって「重大な敗北」であると強調し、国連海洋法条約の加盟国である中国に判決を拒否する権利がないことと、仮に拒否した場合は中国の信頼性が損なわれることを論じている。

3 キャンベル氏の証言

キャンベル氏は証言で、判決の下された7月12日を「歴史的な日」と呼び、同判決を「法の支配の勝利」と形容している。同時に同氏は米国が引き続き南シナ海に関与するべき理由、オバマ政権の現行の政策の評価、判決後の課題についても述べている。

米国が南シナ海に関与するべき理由としては、第一に同海域が米国の通商活動にとって重要な航路であること、第二に米国の同盟国の安全保障にとって同海域が重要であること、第三に東アジアの平和と安定の維持という米国の長年にわたる戦略上の基本理念にとって近年の中国の海洋進出が懸案事項であること、という3点を指摘している。第二の点では、裁判で申立てを行ったフィリピンと同様に日本・オーストラリア・韓国という同盟各国にとって南シナ海が直接的な利益の存在する海域であることを強調している。

オバマ政権の現行の政策については、基本的にその効果を高く評価しているが、その理由としては、東南アジア諸国連合（ASEAN）や関係各国との協力推進、国防総省主導の海洋安全保障イニシアチブの下で進められている関係各国への能力構築支援事業、抑止効果と国際法支持の姿勢を示すことを目的とする航行の自由作戦などを挙げている。協力推進の部分では、オバマ政権による「ネットワーク化された地域安全保障アーキテクチャー」の試みの成果である関係各国間の協力推進に言及し、例として日本によるフィリピン及びベトナムとの協力推進に触れている。

判決後の課題については、この度の判決が米国にとって「大きな前進」であることを改めて確認しながらも課題が残されていることを指摘し、①判決を支持する断固とした広報外交を展開する、②不安定化をもたらす行動を取らないよう中国を牽制する、③南シナ海問題の「更なる国際化」を追求する、④その他の係争国（ベトナムとマレーシアを例示）にも常設仲裁裁判所への申立てを行うよう奨励する、⑤海洋安全保障イニシアチブに関して具体的な目標を設定する、⑥「リバランス政策」と南シナ海問題に関する省庁横断の報告書を公表する、⑦航行の自由作戦に係る決定を粛々と実施する、⑧国連海洋法条約を批准する、⑨アジアを重視する姿勢を継続する、という9つの提言を掲げている。

注（インターネット情報は2016年9月15日現在である。）

(1) “U.S. Policy Options in the South China Sea” Senate Committee on Foreign Relations, July 13, 2016.

<<http://www.foreign.senate.gov/hearings/us-policy-options-in-the-south-china-sea-071316>>